議第65号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年２月18日

滋賀県知事　　嘉　　田　　由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

請負工事の契約解除に伴い生じた余剰額のうち、当該余剰額と契約保証金の還付すべき額とを相殺した後における当該余剰額が当該還付すべき額を超過する部分に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定に基づき、議決を求める。

１　納 入 義 務 者　　滋賀県彦根市高宮町3087番地２、２階２号

有限会社北葉

取締役　北　川　園　江

２　金　　額　　880,299 円

（参　考）

平成19年度愛知川彦根線補助踏切除却工事の契約解除に伴い生じた余剰額　　880,299円